

■公園の変更について

1 新琴似第一公園



写真左：施工前
(2008年、北東方向を望む)
※いずれの写真についても、左側に写る道路が「新琴似第1横通」である。



写真右：施工中
(2013年、北東方向を望む)
※いずれの写真についても、左側に写る道路が「新琴似第1横通」である。

(1) 都市計画変更の内容

名 称：2・2・630号 新琴似第一公園

内 容：区域及び面積の変更

面 積：約 0.28ha (変更前約 0.24ha、約 0.04ha 増)

位 置：札幌市北区新琴似9条2丁目

(2) 経緯

本公園は、開発行為により確保された土地で、昭和 55 年 12 月 12 日付札幌市告示第 992 号をもって都市計画決定され、昭和 57 年から街区公園として供用されている。

平成 8 年度には、隣接する都市計画道路「新琴似第 1 横通」の拡幅事業に伴い、当初の都市計画公園区域が当該道路と重複する部分の都市計画の変更（面積約 0.04ha の減変更）を行っている。

(3) 理由

都市公園は、緑とオープンスペースの中核をなすものであり、その積極的な整備を図るとともに都市住民共通の貴重な財産として、その存続を図ることが必要である。

そのため、公園の減分の回復を図ることができるよう道路事業実施の中で調整を続けてきたが、減少した面積と同等の用地が確保できたことから、区域及び面積を、再度変更するものである。

(参考 1) 関連する他の施設計画の概要：都市計画道路「新琴似第 1 横通」整備事業

事業区間：西 5 丁目・樽川通～新琴似 6 番通

事業期間：平成 13 年～平成 27 年（予定）

(参考 2) 新琴似第一公園再整備

事業期間：平成 24 年～平成 26 年

事業概要：公園施設の老朽化及び地域ニーズの変化に応えるため、区域の変更に合わせ、地域住民と共に公園の再整備を進め、全面的な施設の見直しを行っている。

2 南4条東4丁目公園



航空写真（2010年撮影）



写真①：西側道路より計画地を北東に望む
※赤線の枠内が計画地



写真②：東側道路より計画地を北西に望む

(1) 都市計画変更の内容

① 公園の変更

名 称：2・2・984号南4条東4丁目公園

内 容：街区公園の追加

面 積：約0.14ha

位 置：札幌市中央区南4条東4丁目

② 地区計画の変更

名 称：都心創成川東部地区地区計画

内 容：区域及び面積の変更、所要の規定整理

(2) 経緯

当該地は、新渡戸稲造が夜間に無料で利用できる教育の場として明治27年に創立した「遠友夜学校」跡地という歴史的な背景があり、昭和19年に閉校した後も、同校設立の趣旨に従い青少年の活動の場や児童の遊び場として活用していくことを前提に、(財)札幌遠友夜学校が札幌市に寄付した土地である。昭和39年には勤労青少年ホームが建設され、平成23年をもって閉館、建物は解体され、現在に至る。

「さっぽろ都心まちづくり戦略」において、当該地区は4つの重点地区の一つ「創成川以東地区」として、また、東4丁目通りを4つの骨格軸の一つ「いとなみの軸」として位置付けており、地区の歴史や文化を継承しながら、みどりのある美しい街並みと界おい性を感じるまちづくりを目指すこととしている。

また、「札幌しみどりの基本計画」においては、公園が少ない地域での公園機能の確保が盛り込まれており、平成25年度に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」においても、人口の増加により、身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への公園整備を進めることとしている。

(3) 理由

本公園は、人口の増加が著しい都心における公園の少ない地域において、潤いのある環境づくりと近隣住民の日常的な利用に供する空間の整備を図り、身近な公園の効果的な配置を行うため、都市計画公園として追加する。

また、本公園は、都心創成川東部地区地区計画（平成18年3月決定）の地区整備計画区域内に位置しているため、本公園の決定に伴い、当該部分を地区整備計画区域から除外するとともに、所要の規定整理を行うため、地区計画を変更する。

3 北2条西18丁目公園



航空写真 (2010年撮影)



写真①：西側道路より計画地を北東に望む



写真②：西側道路より計画地を南東に望む

(1) 都市計画変更の内容

名称：2・2・985号 北2条西18丁目公園

内容：街区公園の追加

面積：約0.12ha

位置：中央区北2条西18丁目

(2) 経緯

平成 23 年度に改定された「みどりの基本計画」において、公園が少ない地域での公園機能の確保が盛り込まれており、また、平成 25 年度に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、人口の増加により、身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への公園整備を進めることとしている。

(3) 理由

本公園は、人口の増加が著しい都心における公園の少ない地域において、潤いのある環境づくりと近隣住民の日常的な利用に供する空間の整備を図り、身近な公園の効果的な配置を行うため、都市計画公園として追加する。